

東京都中小低炭素モデルビル募集要綱

(制定) 平成25年5月20日付25環都計第93号

(改正) 平成26年7月11日付25環都計第137号

(改正) 令和4年2月28日付3環地地第507号

(目的)

第1条 この要綱は、省エネルギー対策に積極的に取り組み、かつ二酸化炭素排出量の少ない低炭素なビルに該当する都内中小規模事業所（以下、「中小低炭素モデルビル」という。）を募集し、その取組内容等を審査及び公表することにより、低炭素なビルが評価される不動産市場の形成及び普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、低炭素ビルベンチマークとは、東京都が事業活動の内容等に応じた区分を設定し、その区分に属する事業所等の事業活動の規模を示す単位当たり二酸化炭素排出量の排出水準を段階的に示す指標のうち、テナントビルに関する区分が小規模、中規模及び準大規模のものをいう。

(中小低炭素モデルビルの対象要件)

第3条 中小低炭素モデルビルの対象となるビルは、東京都内に設置されたビルであって、次の各号のいずれにも該当するビルとする。

- 一 テナントビルであること。
- 二 直近の低炭素ベンチマークでA1以上に該当するビルであること。
- 三 過去3年度間、地球温暖化対策報告書が提出されているビルであること。なお、しゅん工から3年に満たない場合は、しゅん工後継続して地球温暖化対策報告書を提出しているビルであること。
- 四 積極的に省エネルギー対策に取り組んでいるビルであること。

(中小低炭素モデルビルの申込)

第4条 中小低炭素モデルビルとして公表を希望するビルの所有者等は、別に定める申込書（別記第1号様式）により、申込を行う。

- 2 初回の公表については、都が調査を行ったビルを対象とする。なお、この場合においては、前項の規定による申込書の提出は不要とする。

(中小低炭素モデルビルの審査)

第5条 知事は、前条の規定により中小低炭素モデルビルの申込みがあったビルについて、現地調査を行うとともに、次の項目について審査を行う。

- 一 ビルの稼働状況
- 二 省エネルギーに係る改修等の有無

三 継続的な運用改善の実施

四 テナント等との協働関係

(審査結果の通知)

第6条 知事は、前条の規定による審査を実施したときは、当該審査の結果を、申込みを行った事業者に対し、別記第2号様式による東京都中小低炭素モデルビル審査結果通知書により通知する。

(中小低炭素モデルビルの有効期限)

第7条 第5条の規定による審査の有効期限は、低炭素ビルベンチマークが改定される日までとする。

(中小低炭素モデルビルの公表)

第8条 知事は、第5条の規定により公表が妥当と審査した中小低炭素モデルビルについて、次の事項を公表する。

- 一 ビルの名称
- 二 ビルの所在地
- 三 ビルの事業者
- 四 ビルの施工者
- 五 ビルの設計者
- 六 ビルの竣工年月
- 七 延床面積
- 八 建物構造
- 九 二酸化炭素排出実績及び該当低炭素ベンチマーク区分
- 十 主な省エネルギー対策の内容
- 十一 当該ビルの関係者の取組
- 十二 カーボンレポート

2 前項の規定による公表の手段は、インターネットの利用によるものとする。

(公表の取りやめ)

第9条 知事は、次に掲げる場合には、中小低炭素モデルビルの公表を取りやめることができる。

- 一 第6条の規定により通知を受けた者（以下、「公表対象者」という）から、別記第3号様式による取りやめに係る申し出があった場合
- 二 申込に当たって、虚偽の内容があった場合
- 三 中小低炭素モデルビルが滅失・破損等により使用できなくなった場合
- 四 中小低炭素モデルビルが都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第8条の23に定める東京都地球温暖化対策報告書の提出対象事業所でなくなった場合

- 五 この要綱の趣旨に照らして不適切な行為があった場合
- 2 前項の規定による中小低炭素モデルビルの公表の取りやめに伴い、公表対象者に不利益が生じて東京都は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、中小低炭素モデルビルの募集及び公表等に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成25年5月20日付25環都計第93号)
(施行期日)

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則 (平成26年7月11日付25環都計第137号)
(施行期日)

この要綱は、平成26年7月11日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日付3環地地第507号)

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都中小低炭素モデルビル募集要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都知事 殿

(申請者)
住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

東京都中小低炭素モデルビル申込書

東京都中小低炭素モデルビル募集要綱第 8 条の規定により公表されること及び同要綱第 9 条第 1 項の規定により公表を取りやめることがあること並びに同条第 2 項の規定の内容を了承し、同要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

記

1 申請するビルの概要等

(1)

ビルの名称				
ビルの所在地		市・区・町・村 (当てはまるものに○をつけてください) 丁目 番 号		
事業者				
施工者				
設計者				
竣工年月		年 月		
延床面積		m ²		
建物構造		造 地上 階 地下 階		
CO ₂ 排出実績		t-CO ₂ (年度実績)		
連絡先	郵便番号	(-)		
	住所			
	部署名	担当者名		
	電話番号			
	電子メールアドレス			
※受付欄				

第 1 号様式

(2) ビルの外観が分かる画像等

別添のとおり (*A4判)

なお、外観画像データは、(CD-R等・Eメール)にて送付します。

2 省エネ対策の内容等

(1) 具体的な省エネルギー対策の内容
【内容記入】
(2) CO ₂ の削減実績 (対策前後のエネルギー使用量等の推移等)
【内容記入】
(3) 当該ビルの関係者の取組
【内容記入】 1 建物所有者 (オーナー) 2 入居者 (テナント) 3 管理会社
(4) その他
【内容記入】

(申請者)
氏名又は名称
代表者氏名

東京都知事

東京都中小低炭素モデルビル審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった東京都中小低炭素モデルビルの申請について、東京都中小低炭素モデルビル募集要綱第 6 条に基づき、審査結果を通知します。

記

1 ビルの名称

2 ビルの所在地

3 審査結果

東京都知事 殿

(申請者)
住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

東京都中小低炭素モデルビル公表取りやめ申出書

年 月 日 第 号により通知を受けた東京都中小低炭素モデルビルの公表の取りやめについて、東京都中小低炭素モデルビル募集要綱（平成25年5月20日付25環都計第93号）第9条第1項第1号に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

ビルの名称				
ビルの所在地		市・区・町・村（当てはまるものに○をつけてください） 丁目 番 号		
取りやめの理由				
連絡先	郵便番号 住所	(-)		
	部署名		担当者名	
	電話番号			
	電子メールアドレス			
※受付欄				